◎市町村の合併の特例等に関する法律

の一部を改正する法律

(平成二二年三月三一日法律第一〇号)

一、提案理由(平成二二年三月一一日・衆議院総務委員会)

御説明申し上げます。 ○原口国務大臣 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を

す。

さの法律案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例等に関する法律の期限を十年間延れるよう市町村の合併の特別等に関する法律の期限を十年間延れるよう市町村の合併の特別等に関する法律の期限を十年間延れるよう市町村の合併の特別等に関する法律の期限を十年間延れるよう市町村の合併の特別き続き円滑に行われるよう流

法律の題名を市町村の合併の特例に関する法律に改め、第一に、法律の題名及び目的の改正であります。

「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正

市

『町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律

おります。 化」を「自主的な市町村の合併の円滑化」に改めることとして

総務大臣が市町村の合併を推進するための基本指針を定め、第二に、市町村合併推進のための措置の廃止であります。

を定めることとする等の合併推進に向けた国、都道府県による当該指針に基づき都道府県が市町村の合併の推進に関する構想

また、合併後の市となるべき要件は人口三万人以上を有する関与を廃止することとしております。

こととする特例を廃止することとしております。

あります。
第三に、合併の障害を除去するための措置等に関する事項で

の制度を存置することとしております。か、合併協議会設置に係る住民発議、住民投票や合併特例区等が、合併協議会設置に係る住民発議、住民投票や合併特例区等税に関する特例や議会の議員の在任に関する特例等の措置のほ自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう、地方

額とし、その後五年度については、激変緩和措置を講ずるもの及びこれに続く五年度については、合併前の合算額を下らないまた、合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、合併年度

長することとしております。 第四に、法律の有効期限を平成三十二年三月三十一日まで延

目的

としております。

何とぞ、 以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。 慎重御 審議の上、 速やかに御替同あらんことをお願

衆議院総務委員長報告(平成二二年三月二三日

いたします。

ます。 て、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ ○近藤昭 一君 ただいま議題となりました法律案につきまし

であります。 めている規定を廃止するなど、所要の改正を行おうとするもの がみ都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定 とともに、 う市町村の合併の特例等に関する法律の期限を十年間延長する 本案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよ 市町村の合併が相当程度進捗していること等にかん

しましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決す 務大臣から提案理由の説明を聴取した後、同月十六日質疑を行 い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いた 、きものと決しました。 本案は、去る三月十日本委員会に付託され、翌十一日原口総

以上、 なお、本案に対し附帯決議が付されました。 御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二二年三月一六日

きである。

政府は、

本法施行に当たり、

次の事項について十分配慮すべ

今回の改正により、法の目的が、市町村の合併の推進から

関係制度の適正な運用に努めること。 自主的な市町村の合併の円滑化に改められたことを踏まえ、

二 近年、 確保に必要な措置を講ずること。 況を引き続き調査・分析し、 み、合併市町村の行財政運営や住民参加、 市町村合併が政策的に推進されてきた経緯にかんが 合併市町村の円滑な行政運営の 住民サービスの状

積極的に推進するとともに、それを支えるに足る地方税財政 制度の確立に向け、地方との誠実な協議を行うこと。 近年の市町村合併の進展を踏まえ、市町村への権限移譲を

兀 進めること。 村における事務執行の在り方などについて、引き続き検討を 広域的な行政の在り方や市町村合併により難い小規模市

Ξ 参議院総務委員長報告(平成二二年三月二六日

○佐藤泰介君 総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げま ただいま議題となりました法律案につきまし

す。

の数の在り方、安定した地方議会議員の年金制度の確立、小規をよう、市町村の合併の特例等に関する法律の期限を十年間延まするとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どして山下芳生委員より反対する旨の意見が述べられました。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表題点等について質疑が行われました。

模市町村の取組に対する財政支援、国主導による合併推進の問

ずること。

ります。 なお、本法律案に対し四項目から成る附帯決議が付されてお おり可決すべきものと決定いたしました。

な協議を行うこと。

以上、御報告申し上げます。

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努○附帯決議(平成二二年三月二五日)

めるべきである。

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律

に努めるとともに、自主的な合併を選択する市町村に対しての円滑化に改められたことを踏まえ、関係制度の適正な運用、法の目的が市町村の合併の推進から自主的な市町村の合併

や地域の活性化に取り組むことができるよう必要な措置を講況を引き続き調査・分析し、合併市町村が新たなまちづくりし、合併市町村の行財政運営や住民参加、住民サービスの状

二、近年、市町村合併が政策的に推進されてきた経緯を勘案

必要な支援を行うこと。

主財源の充実等地方税財政制度の確立に向け、地方との誠実方公共団体として更に自立性を高めるため、市町村への適切三、市町村合併の進展を踏まえ、市町村が住民に最も身近な地

右決議する。
務執行の在り方などについて、引き続き検討を進めること。
務執行の在り方などについて、引き続き検討を進めること。
那町村合併を選択することが困難な小規模市町村における事四、事務の適切かつ効率的な処理のための広域行政の在り方や